

令和2年5月実施の施設利用の予約について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4月8日に政府より緊急事態宣言が出され、北九州市では、4月9日（木）から5月6日（水）まで市民会館の臨時休館措置が取られています。

本来であれば、5月1日に小ホール・音楽練習室、2日に大ホールの予約を受け付けるところですが、今は、「感染症拡大防止」に取り組むために「外出自粛」を優先すべきかと考えております。

つきましては、5月の予約受付日を休館措置が解除された後の日時とし、下記の通り変更させていただきます。少しでも感染拡大予防に努めるため、ご理解の上、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

若松市民会館 館長

記

1、予約受付日の変更について

施設名	対象予約	本来の予約日時	変更後の予約日時
小ホール	8月分	令和2年5月1日9時	令和2年5月11日9時
音楽練習室	6月分	令和2年5月1日9時	令和2年5月11日9時
大ホール	8月分 (吹奏楽の練習)	令和2年5月2日9時	令和2年5月11日10時

なお、大ホール、美術展示室、多目的ルームは、令和3年度は大規模改修工事の為に1年間の休館となりますので、1年後の予約受付は行っておりません。

※何かご不明な点がございましたら、若松市民会館まで電話でご連絡をお願いします。

◇若松市民会館

住所：北九州市若松区本町3丁目13-1

電話：093（771）8131

2、その他

緊急事態宣言及び特定地域指定が延長された場合、上記の日程及び予約方法を変更する場合があります。予めご了承願います。